

千葉県地域再犯防止推進モデル事業 検証作業部会設置要綱

令和2年4月1日制定

(設置)

第1条 地域再犯防止推進モデル事業において、犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制や、ケース検討等の効果検証を行うため、検証作業部会を設置する。

なお、検証作業部会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 検証作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ケース会議における支援実績の評価に関すること。
- (2) 「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による相談支援体制」の構築に関すること。
- (3) その他再犯防止の推進に資する事項の検討に関すること。

(委員の選任)

第3条 検証作業部会の委員は、別表の関係機関が選任する者をもって充てる。

2 委員の任期は、選任の日から、令和3年3月31日までとする。

(会議)

第4条 検証作業部会は、健康福祉部健康福祉指導課長が委員を招集し開催する。

2 健康福祉部健康福祉指導課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(報酬等)

第5条 委員が会議に出席した場合は、行政機関に所属する委員を除き、県の規定により報酬及び旅費を支給する。前条第2項の規定による出席者も同様とする。

(庶務)

第6条 検証作業部会の事務局は健康福祉部健康福祉指導課に置く。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証作業部会の運営に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別 表

種別	関係機関・団体等の名称
学識経験者	千葉大学大学院社会科学研究院 教授 後藤 弘子
相談支援機関	千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会
	千葉県地域生活定着支援センター
	千葉県弁護士会
行政機関	東京矯正管区更生支援企画課
	千葉保護観察所
	千葉地方検察庁
	千葉市保健福祉局健康福祉部地域福祉課
	千葉県健康福祉部健康福祉指導課